

資料

- 資料 1 関係条例等
- 資料 2 第二次伊東市環境基本計画中間見直しの策
定経過
- 資料 3 諮問・答申
- 資料 4 環境意識調査の結果概要
- 資料 5 環境基準
- 資料 6 用語解説
- 資料 7 環境指標に対する目標値の考え

資料1 関係条例等

○伊東市環境基本条例

平成12年3月28日

伊東市条例第34号

改正 平成15年3月伊東市条例第9号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第8条～第18条）

第3章 環境審議会（第19条・第20条）

附則

私たちのまち伊東は、緑なす山なみと紺碧の海、そして豊かな温泉に恵まれて国際観光温泉文化都市として着実な発展を続けてきた。

伊東市民はこれらの自然を限りなく愛し、また、誇りとしている。

このことは、「ふるさと伊東」を愛する多くの先人や市民のたゆまぬ努力によって育まれてきたものであり、さらにこれを大きな財産として次世代に引き継いでいくことが、私たちの努めである。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴う都市・生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきており、また、人の活動及び都市の活動そのものが、直接間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることで新たな対応が求められている。

私たちは、天与に恵まれた自然の中で住みよい生活を確保するため、伊東市民として自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指さなければならない。

このような認識の下に、伊東市は、市民の意思と行動を結集して環境の保全と創造を推進し、国際観光温泉文化都市として健康で安全かつ快適な生活の確保を宣言して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。
- (4) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵沢の確保などに止まらず、水や空気、そこに生息する動植物などの自然の構成要件を有効に活用することにより、環境にやさしく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない快適で良好な環境を確保するとともに、現在及び将来の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨とし、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の地域の特性を生かし、自然と人とが共生できる潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域における日常的活動が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの共通の認識の下に、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識するとともに、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を自ら積極的に講じる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他本市に滞在する者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の適正な保全が図られること。
- (2) 地域性豊かな自然景観及び恵まれた良質の温泉を適正に保全するとともに、歴史的、文化的遺産の保全及び緑化の推進を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (3) 森林、海岸、水辺地等における多様な自然環境が良好な状態に保持されるとともに、野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保が図られること。
- (4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等を促進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する本市の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらが組織する団体並びに滞在者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第19条に規定する伊東市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制的措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講じるものとする。

(誘導的措置等)

第12条 市は、市民等に対して必要かつ適正な経済的助成を行うことにより市民等が自らの行為による環境への負荷を低減させることを助長するために必要な措置を講じるように努めるものとする。

2 市は、市民等に対して適正かつ公平な経済的負担を課すことによりこれらの者が自らの行為による環境への負荷を低減させるよう誘導するための措置について調査及び研究を行い、必要があると認めるときは、そのための措置を講じるように努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め環境への負荷の低減等に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講じるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等)

第16条 市は、国、他の地方公共団体及びその他関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する監視及び測定並びに調査研究その他必要な措置を講じるように努めるものとする。

(公害等の処理)

第17条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正な処理に努めるものとする。

(国等との協力)

第18条 市は、地球環境の保全に関する施策その他広域的な取組を必要とする施策については、国、静岡県及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるとともに、市民等と協力して施策の推進を図るものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第19条 市長の諮問に応じ市の環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに環境基本計画の推進等に関し、必要な調査審議を行うため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、伊東市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織し、その委員は、学識経験のある者その他の市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報酬及び費用弁償)

第20条 委員の報酬及び費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和22年伊東市条例第3号)に定める其他法令及び条例に規定する委員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例の一部改正)

2 伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例(平成8年伊東市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、伊東市環境基本条例(平成12年伊東市条例第34号)の基本理念にのっとり」を加える。

(伊東市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正)

3 伊東市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年伊東市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、伊東市環境基本条例（平成12年伊東市条例第34号）の基本理念にのっとり」を加える。

附 則（平成15年3月28日伊東市条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

伊東市環境審議会

平成30年3月31日現在

職名	氏名	所属	選出区分
会長	稲葉富士憲	伊東市議会議員	市議会議員
副会長	森知子	伊東市女性連盟理事長	市民の代表
委員	杉本一彦	伊東市議会議員	市議会議員
委員	大河原通高	環境省環境カウンセラー	学識経験者
委員	沼田竹広	伊東商工会議所副会頭	事業者の代表
委員	稲葉清	静岡県くらし・環境部環境政策課長	関係行政機関の職員

○伊東市環境基本計画策定検討委員会設置要綱

平成23年11月14日

伊東市訓令甲第9号

改正 平成24年3月伊東市訓令甲第2号

改正 平成28年3月伊東市訓令甲第6号

(設置)

第1条 伊東市環境基本条例(平成12年伊東市条例第34号)に基づき定める伊東市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するに当たり、その調査及び研究をするため、伊東市環境基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 環境基本計画に関わる各部課との調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は市民部長を、副委員長は環境課長を、委員は別表に掲げる課の課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 委員会に、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員会から付託された事項について、調査、研究及び調整を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。
- 4 部会長は環境課長を、副部会長は環境課課長補佐を、部員は別表に掲げる課の課長補佐又は係長をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じて作業部会を招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、環境基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

附 則(平成24年3月30日伊東市訓令甲第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月17日伊東市訓令甲第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）
（平 28 訓令甲 6 ・ 一部改正）

行政経営課	建設課
危機対策課	都市計画課
財政課	下水道課
健康推進課	水道課
観光課	教育指導課
産業課	生涯学習課



伊東八景：松川

資料2 第二次伊東市環境基本計画中間見直しの策定経過

年 月 日	経 過
平成29年 10月12日～11月6日	【全課協議】 ・ 中間見直し（案）について協議
11月10日	【第1回策定検討委員会作業部会】 ・ 中間見直し（諮問案）の検討ほか
11月20日	【第1回策定検討委員会】 ・ 中間見直し（諮問案）の検討ほか
12月25日	・ 市長から伊東市環境審議会への諮問
12月25日	【第1回環境審議会】 ・ 中間見直し（案）の審議
12月25日～ 平成30年 1月24日	・ 中間見直し（案）への市民意見の募集
1月10日～1月26日	【担当課協議】 ・ 審議会意見について協議
1月30日	【第2回策定検討委員会作業部会】 ・ 審議会意見について回答の協議ほか
2月9日	・ 策定検討委員会作業部会から策定検討委員会へ報告
2月16日	【第2回環境審議会】 ・ 中間見直し（案）に対する答申の決定
3月7日	・ 伊東市環境審議会から市長へ答申
3月27日	【第3回策定検討委員会作業部会】 【第2回策定検討委員会】 ・ 中間見直し（案）に対する答申の確認及び策定
3月	・ 後期計画の策定

資料3 諮問・答申

(1)諮問文

伊環第398号
平成29年12月25日

伊東市環境審議会
会長 稲葉 富士憲 様

伊東市長 小野 達也

第二次伊東市環境基本計画の中間見直し（案）について（諮問）

本市における環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第二次伊東市環境基本計画中間見直し（案）を策定しましたので、伊東市環境基本条例第9条第3項及び同条第5項の規定に基づき貴審議会の意見を賜りたく、諮問いたします。

(2)答申文

伊環審第3号
平成30年3月7日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市環境審議会
会長 稲葉 富士憲

第二次伊東市環境基本計画中間見直しについて（答申）

平成29年12月25日付け伊環第398号をもって諮問のあった第二次伊東市環境基本計画中間見直し（案）については、慎重に審議した結果、次のとおり本審議会の意見を決定したので答申します。

また、本計画は、本市の目指す環境像である「環境をまもり 豊かな自然とともに生きるまち 伊東」を具体化し、市民、事業者、滞在者と協働してより良い環境づくりに取り組んでいく重要な計画であるので、計画の推進に当たっては、本審議会の審議経過を踏まえ、本答申の趣旨を十分尊重されるよう要望します。

記

1 第二次伊東市環境基本計画中間見直し

第二次伊東市環境基本計画中間見直しについては、案の一部を別紙修正意見のとおり修正し、他は案のとおり決定した。

2 審議会の審議状況

平成29年12月25日

第1回審議会 伊東市環境基本計画中間見直し（案）説明及び審議

平成30年2月16日

第2回審議会 伊東市環境基本計画中間見直し（案）審議及び答申決定

3 審議を行った委員

会 長	稲葉 富士憲
副 会 長	森 知子
委 員	杉本 一彦
同	大河原 通高
同	沼田 竹広
同	稲葉 清



平成30年3月7日 市長への答申

資料4 環境意識調査の結果概要

第二次伊東市環境基本計画の策定に当たり、市民、事業者、学生及び観光客の皆さんから広くご意見をいただきました。

●調査期間

平成24年4月24日～同年6月10日

●対象及び回答数等

対象	配付数	回答数	回答率	調査方法
市民	2,100人	1,294人	61.6%	伊東市行政協力委員長等の自治会長を通じて任意の市民に依頼
事業者	250人	94人	37.6%	伊東商工会議所を通じて任意の事業主に依頼
学生	200人	183人	91.5%	伊東市教育委員会を通じて市内5中学校に通う中学2年生に依頼
観光客	300人	135人	45.0%	伊東温泉旅館ホテル協同組合を通じて宿泊者に依頼

●調査結果の概要

(ご意見の多かった上位5位までを平成13年の調査結果とともに掲載)

1 地球環境問題について、どのようなことに興味がありますか。

【市民、事業者、学生】

平成24年の調査結果				平成13年の調査結果 (前伊東市環境基本計画策定時)		
順位	項目	割合(%)	前回	順位	項目	割合(%)
1位	地球の温暖化	23.4	1位	1位	地球の温暖化	20.3
2位	オゾン層の破壊	15.6	2位	2位	オゾン層の破壊	15.9
3位	海洋汚染	13.4	3位	3位	海洋汚染	13.1
4位	森林の減少	12.5	4位	4位	森林の減少	11.8
5位	野生生物の減少	8.5	6位	5位	酸性雨	10.7

(調査結果から)

大きな変化はみられなかったものの、「地球の温暖化」に対する関心がより高まっています。

2 将来の伊東市の環境について、どのような姿を望みますか。

【市民、事業者、学生】

平成24年の調査結果				平成13年の調査結果 (前伊東市環境基本計画策定時)		
順位	項目	割合(%)	前回	順位	項目	割合(%)
1位	自然災害の未然防止に取り組むまち	16.0	7位	1位	公害がないまち	13.7
2位	自然を保護し、観光に活用するまち	13.8	3位	2位	環境保全活動に取り組むまち	13.5
3位	環境保全活動に取り組むまち	11.0	2位	3位	自然を保護し、観光に活用するまち	13.0
4位	自然の緑が豊かなまち	10.8	4位	4位	自然の緑が豊かなまち	11.3
5位	公害がないまち	9.6	1位	5位	廃棄物問題に取り組むまち	8.0

(調査結果から)

「公害がないまち」を望む方が減少する一方で、「自然災害の未然防止に取り組むまち」を望む方が大きく増加しています。

3 伊東市の環境を良くするために、市(行政)に優先して取り組んで欲しいと考えることは何ですか。

【市民、事業者】

平成24年の調査結果				平成13年の調査結果 (前伊東市環境基本計画策定時)		
順位	項目	割合(%)	前回	順位	項目	割合(%)
1位	環境教育の推進	15.0	1位	1位	環境教育の推進	16.5
2位	保全活動への支援	9.6	4位	2位	環境情報の提供	9.5
3位	環境管理制度	8.9	10位	3位	開発の抑制制度	9.5
4位	税制面の優遇等	8.4	8位	4位	保全活動への支援	8.6
5位	市民等との連携	8.4	6位	5位	汚染防止体制	8.4

(調査結果から)

引き続き、「環境教育の推進」に資する取組が望まれています。

4 伊東市の中で、他のまちに自慢できる環境を活かした観光資源はありますか。
【市民、事業者、学生】

平成24年の調査結果				平成13年の調査結果 (前伊東市環境基本計画策定時)		
順位	項目	割合(%)	前回	順位	項目	割合(%)
1位	城ヶ崎海岸	19.0	1位	1位	城ヶ崎海岸	29.2
2位	大室山	15.1	2位	2位	大室山	22.0
3位	温泉資源	12.7	4位	3位	海・山などの自然	13.8
4位	海・山などの自然	11.9	3位	4位	温泉資源	13.3
5位	花火大会	8.1	13位	5位	奥野ダム・松川湖	4.4

(調査結果から)

引き続き、「城ヶ崎海岸」と「大室山」を自慢できる観光資源にあげる方が多いものの、「花火大会」やその他の観光資源をあげる方が増加しています。

5 伊東市の環境の中で、どのような点に魅力を感じて観光に来てくださいましたか。
【観光客】

平成24年の調査結果				平成13年の調査結果 (前伊東市環境基本計画策定時)		
順位	項目	割合(%)	前回	順位	項目	割合(%)
1位	温泉	70.4	1位	1位	温泉	45.0
2位	食べ物	13.3	2位	2位	食べ物	25.7
3位	温泉地独特の街並み	4.4	4位	3位	海や山などの自然の景色	17.8
4位	その他	3.7	7位	4位	温泉地独特の街並み	4.8
5位	海や山などの自然の景色	3.0	3位	5位	歴史的・文化的施設	2.9

(調査結果から)

「食べ物」や「海や山などの自然の景色」の項目が減少する一方で、「温泉」に魅力を感じて観光される方が大きく増加しています。

資料5 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

■ 大気汚染に係る環境基準

(最終改正：平成21年9月9日環境省告示第33号)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

■ 有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

(最終改正：平成13年4月20日環境省告示第30号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁及び地下水質に係る環境基準

■ 人の健康の保護に関する環境基準（最終改正：平成28年3月29日環境省告示第31号）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒（ひ）素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
クロロエチレン(別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)	0.002mg/l以下（地下水質のみに係る環境基準）
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下（水質汚濁のみに係る環境基準）
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下（地下水質のみに係る環境基準）
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05mg以下

■ 生活環境の保全に関する環境基準（最終改正：平成26年11月17日環境省告示第126号）

類型	基準値							該当水域 (県告示)			
	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN /100ml)	n-1物質抽出 物質(mg/l) (油分等)				
河川	A	6.5以上	1以下	—	25以下	7.5以上	50以下	—			
	A	8.5以下									
	A	6.5以上	2以下	—	25以下	7.5以上	1,000 以下	—		伊東大川 上流	
	A	8.5以下									
	B	6.5以上	3以下	—	25以下	5以上	5,000 以下	—		伊東大川 下流	
	B	8.5以下									
C	6.5以上	5以下	—	50以下	5以上	—	—				
C	8.5以下										
D	6.0以上	8以下	—	100以下	2以上	—	—				
D	8.5以下										
E	6.0以上	10以下	—	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2以上	—	—				
E	8.5以下										
湖沼	A	6.5以上	—	1以下	1以下	7.5以上	50以下	—			
	A	8.5以下									
	A	6.5以上	—	3以下	5以下	7.5以上	1,000 以下	—			
	A	8.5以下									
B	6.5以上	—	5以下	15以下	5以上	—	—				
B	8.5以下										
C	6.0以上	—	8以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2以上	—	—				
C	8.5以下										
海域	A	7.8以上	—	2以下	—	7.5以上	1,000 以下	検出され ないこと。		伊豆沿岸 海域	
	A	8.3以下									
	B	7.8以上	—	3以下	—	5以上	—	検出され ないこと。			
B	8.3以下										
C	7.0以上	—	8以下	—	—	2以上	—				
C	8.3以下										

基準値略語解説 pH：水素イオン濃度指数 BOD：生物化学的酸素要求量 COD：化学的酸素要求量
 SS：浮遊物質 DO：溶存酸素量

3 土壌の汚染に係る環境基準

(最終改正：平成28年3月29日環境省告示第30号)

物質	環境上の条件
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷（リン）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1l につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1l につき 0.05mg 以下であること。

4 騒音に係る環境基準

(最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)

地域の 類型	基準値		該当地域 (平成24年3月31日伊東市告示第72号)
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	指定無
A	55デシベル以下	45デシベル以下	騒音規制法に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B			騒音規制法に基づく第2種区域のうちAの地域の類型をあてはめる地域以外の地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から午前6時まで

5 ダイオキシン類に係る環境基準

(最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

資料6 用語解説

[あ行]

●アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリングストップ運動という場合もある。

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

●エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。一般には1982年にIUCN（国際自然保護連合）が「第3回世界国立公園会議」で議題としてとりあげたのが始まりとされている。日本においてもエコツアーが数多く企画・実施されており、環境省では持続可能な社会の構築の手段としてエコツーリズムの推進に向けた取組を進めている。

●エコドライブ

自動車の運転に当たり、ふんわりアクセル「eスタート」、早めのアクセルオフ、加減速の少ない運転やアイドリングストップを心掛けるなど、燃料の無駄の少ない運転を心がけ、省エネルギーと排出ガス減少に役立つ運転方法。

●オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

●温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

[か行]

●合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指している。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

浄化槽法（1983）の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても浄化槽といえれば合併浄化槽を意味するようになっている。

●環境学習コーディネーター

静岡県「ふじのくに環境教育・環境学習基本方針」に基づき、地域や学校等における環境教育を推進するため、静岡県環境学習コーディネーター審査委員会の実施する審査を受け登録された者。環境教育に関する様々な情報を用いて、各現場で求められる最善の教育が行われるよう指導・助言等を行う。

●環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

●光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

●公共用水域

水質汚濁防止法において「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続される公共溝渠、かんがい用水路」などをいう。ただし、終末処理場を有している公共下水道や流域下水道は除かれる。

●コージェネレーション

石油や天然ガスを燃焼させて発電するとともに、排熱を給湯や冷暖房にも利用することによって熱効率の向上を図る併給システム。全体の熱効率は、通常の発電の熱効率が40%以下なのに対して、70~80%にまで高めることができる。

[さ行]

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

●酸性雨

二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってくる（沈着）。それには2種類あり、一つは、雲をつくっている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で沈着する場合（「湿性沈着」と呼ばれる）であり、ほかの一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合（「乾性沈着」と呼ばれる）である。当初はもっぱら酸性の強い（pHの低い）雨のことにのみ関心が寄せられていた。しかし、現在ではより幅広く、「酸性雨」は湿性沈着及び乾性沈着を併せたものとしてとらえられている。（したがって、より科学的には「酸性沈着」という用語が使用される。）

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

●水源涵養

降水が森林土壌へ浸透することなどにより、洪水や渇水を緩和するとともに、水質を浄化する働き。

●生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

[た行]

●ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

●窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）、亜酸化窒素（N₂O）、無水硝酸（N₂O₅）などがある。大気汚染物質の主なものとして、一酸化窒素、二酸化窒素が挙げられ、二酸化窒素には環境基準が設定されている。

●低公害車

石油代替エネルギーを使い、自動車排出ガス対策を施した車。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車とハイブリッド自動車の4車種が一般に低公害車と呼ばれているが、一定基準を満たした低燃費かつ低排出ガス認定車も低公害車と呼ぶことがある。

●都市計画公園

「都市公園法」に基づき、国又は地方公共団体が設置する公園又は緑地で、基幹公園、特殊公園、都市緑地などがある。

●土壌汚染対策法

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めたもの。平成21年4月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壌の適正な処理の義務付けなどが規定された。

[は行]

●ばい煙・ばい煙発生施設

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び物の燃焼・合成・分解に伴って発生するカドミウムや塩素、窒素酸化物等をいう。また、工場又は設置される施設で、ばい煙を発生又は排出するもののうち、一定規模以上のボイラーなど大気汚染防止法施行令で定められたものをばい煙発生施設という。

●BOD

→「生物化学的酸素要求量」

●フロン類

フッ素と炭素の化合物で、燃えにくく、科学的に安定であり、人体に毒性がないといった利点があるため、エアコン、冷凍・冷蔵庫などの冷媒(熱を運ぶ物質)、断熱材などの発泡剤、半導体や精密部品の洗浄剤、ダストブローアなど、広い用途に使われてきた。フロン類のうちクロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)は大気中に放出されると上空の成層圏中のオゾン層を破壊するため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により生産が規制されている。また、ハイドロフルオロカーボン(HFC)はオゾン層を破壊しないが、地球温暖化の原因物質である温室効果ガスとして「京都議定書」による排出抑制の対象物質とされている。

出典：平成26年版環境・循環型社会・生物多様性白書
平成25年版静岡県環境白書用語の解説 等

資料7 環境指標に対する目標値の考え

序論の「6環境指標一覧」と基本計画の「基本目標1」～「基本目標4」でお示した環境指標の目標値について、その考え方を説明いたします。

※「現状」及び「目標値」の括弧内の英数字は、それぞれ（平成23年度末）、（平成29年度末）及び（平成34年度末）としています。

環境分野	掲載ページ	指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
1-1 大気環境	P12	光化学オキシダントの注意報発令回数	0回	0回	0回
		（目標値の考え方） 発令回数がないことが望ましいので、目標値0回を継続します。			
1-1 大気環境	P12	本市内の測定局における二酸化窒素の測定結果	0.02 ppm	0.02 ppm 以下	0.02 ppm 以下
		（目標値の考え方） 良好な大気環境が保たれていますが、現状維持以上を目指します。			
1-2 水環境	P14	伊東大川下流のBOD測定結果（75%）	1.5 mg/l	1.3 mg/l 以下	1.3 mg/l 以下
（目標値の考え方） 環境基準を満たしていますが、さらに現状より1割程度の改善を目指します。					

環境分野	掲載ページ	指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
1-2 水環境	P14	下水道整備面積 (昭和33年からの累計)	565.5 ha	580.5 ha	605.3 ha
		<p>(目標値の考え方)</p> <p>平成29年度予定実績値が目標値を上回る590.3haであるため、29年度実績に過去の実績から計算した年当たり3haの増加を目指し、平成34年度の目標値を変更する。</p>			
1-3 土壌環境	P16	合併処理浄化槽補助事業による設置累計基数(平成2年からの累計)	578基	711基	836基
		<p>(目標値の考え方)</p> <p>循環型社会形成交付金地域計画(H22~26)における年当たり25基の設置を継続します。</p>			
1-4 その他生活環境	P18	悪臭・騒音・振動に関する苦情件数	10件	5件以下	5件以下
		<p>(目標値の考え方)</p> <p>生活環境の向上の一環として、現状の半数以下にすることを目指します。</p>			

環境分野	掲載 ページ
2-2 身近な 自然	P22

指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
都市公園1人当たり面積	7.25㎡	7.7㎡	8.5㎡

(目標値の考え方)

都市計画公園(現状の面積54.0ha)の開設予定のない中、当面は人口当たりの面積で対応することとします。平成34年度目標は総人口を基として算出しています。

2-3 歴史的 文化的 環境	P24
-------------------------	-----

指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
歴史文化に触れた人数	12,611 人	12,000 人	17,000 人

(目標値の考え方)

第十次基本計画策定時の目標値を算出根拠とします。

対前年度比で1,000人を上乗せた数値とします。

平成29年度 第十次基本計画のH28目標値: 11,312人

11,312人+1,000人=12,000人

平成34年度 同計画のH32目標値: 15,000人

15,000人+1,000人+1,000人=17,000人

3-1 廃棄物	P26
------------	-----

指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
1人1日当たりのごみ排出量	1,300 g	1,262 g	1,240 g

(目標値の考え方)

・伊東市人口ビジョンを基にH34の人口を68,700人と算出

・伊東市一般廃棄物処理計画を基にH34のごみ排出量を算出

H26 33,981t H32 31,789t

H26を基準に6年間で-6.5%を目標としているので1年あたり約1.09%を削減。よってH34のごみ排出量は31,096t

・上記算出を基にH34の1人1日当たりのごみの量は

$31,096 \times 1000 \div 68,700 \div 365 = 1.24 \text{ kg}$

(1,240g)

環境分野	掲載ページ	指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
3-1 廃棄物	P26	一般廃棄物の総排出量に対するリサイクル率	19.6%	22.2%	22.8%
		(目標値の考え方) 伊東市一般廃棄物処理基本計画を基に算出すると H34 再資源化量 4,899t H34 焼却灰 2,190t 上記算出を基にH34の一般廃棄物の総排出量に対するリサイクル率は $(4,899t + 2,190t) \div 31,096t \div 100 = 22.8\%$			

環境分野	掲載ページ	指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
3-1 廃棄物	P26	市補助制度の家庭用生ごみ処理機設置世帯数	1,542 世帯	2,237 世帯	2,399 世帯
		(目標値の考え方) 伊東市一般廃棄物処理基本計画を基にH34の設置世帯数を算出 $2,209\text{世帯 (H32)} - 1,639\text{世帯 (H26)} = 570\text{世帯}$ H26を基準に6年間で570世帯増加予測であるので、1年間当たり95世帯増加 上記算出を基にH34の生ごみ処理機設置世帯数は $2,209\text{世帯 (H32)} + 95\text{世帯} \times 2\text{年間} = 2,399\text{世帯}$			

環境分野	掲載ページ
3-2 資源・エネルギー	P28

指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
太陽光発電システム設置世帯数	730 世帯	1,750 世帯	2,500 世帯

(目標値の考え方)

第十次基本計画に基づき、平成29年度は1,750件へ変更し、平成34年度は平成28年度から平成29年度の増加件数約150件に基づき、今後5年間も毎年150件増加すると見込んで2,500件へ変更しました。

3-3 地球環境	P30
-------------	-----

指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
伊東市役所の温室効果ガス総排出量	13,423 t-CO ₂	12,750 t-CO ₂	11,181 t-CO ₂

(目標値の考え方)

平成28年5月に閣議決定した国の「地球温暖化対策計画」に基づき、2013年度(基準年度)と比較し、2030年度を40%の削減目標とすることから、本市の平成34年度の目標値は2013年度(13,394 t-CO₂)と比較し、2,213 t-CO₂(16.52%)を減じた11,181 t-CO₂を目標値とします。

環境分野	掲載 ページ
4-1 環境学 習	P32

指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
学習図書館における環境資料の蔵書数	435冊	520冊	600冊

(目標値の考え方)

新刊購入計画により、年当たり16~17冊環境関連資料を購入します。

指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
環境学習講座の参加人数	110人	335人	680人

(目標値の考え方)

平成29年度までに、アースキッズや環境学習指導員等が行う出前講座などに、下表のとおり参加することを目標とします。

(単位：人)

内 訳	現状 H23	目標値 H29
アースキッズ+出前講座等	82	275
ふるさと教室+市民大学	28	60
合 計	110	335

平成34年度までに、アースキッズ、環境美化センター見学、環境に関するイベント等、及びふるさと教室に、下表のとおり参加することを目標とします。

内 訳	目標値 H34
アースキッズ+環境美化センター見学 +その他環境に関するイベント等	580
ふるさと教室	100
合 計	680